川口市都市公園の「自動販売機設置」に関する仕様書

1　設置公園

川口市都市公園５公園

公園番号	公園名	所在地
1	芝児童交通公園	川口市芝下１丁目 11 番
2	前田西公園	川口市南鳩ヶ谷５丁目 27 番１
3	石神さくら公園	川口市大字石神 1081-11
4	里第６公園	川口市大字里 923
5	町谷公園	川口市桜町５丁目２地内

2　許可期間

令和９年４月１日～令和１２年３月３１日（３年間）

3　規格及び設置条件

（１）設置台数　　各公園最大１台とする。

（２）設置場所　　別紙、「設置場所一覧」のとおり。ただし、公園利用に支障が生じる恐れがある場合、川口市と協議の上決定するものとする。

（３）大きさ　　幅 1,250 ㎜×奥行 950 ㎜×高さ 2,000 ㎜以内とする。

（４）設置面積　　1.9m×1.1m　2.09 ㎡以内（放熱余地・回収ボックス・引込柱含む）とする。

（５）デザイン　　自動販売機及び回収容器は周辺環境と調和したデザイン、色とし、川口市と協議の上、決定するものとする。

（６）　環境対策

①省エネルギー

ピークカット機能等消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種であること。

②ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

（７）　災害対策

設置する機種は全て緊急時に飲料が提供できる自動販売機とすること。

また、災害時飲料水提供に関する覚書を取り交わし、市の災害対策に協力をすること。

４　順守事項

（１）　安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（ＪＩＳ規格）および「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業作成）を遵守して措置を講じること。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱い要領」（業界自主基準）等を順守し、販売の衛生管理に万全を尽くすこと。

③防犯対策

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を順守し、犯罪防止に努めること。

５　設置及び管理運営

（１）設置及び撤去に伴う工事費等の一切は設置者負担とする。電柱及び回収ボックス等は設置面積内に設置する。ただし、引込柱等にあっては自動販売機付近に設置が困難な場合、川口市と協議の上、設置場所を決定する。

（２）設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

（３）設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

（４）設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

（５）設置事業者は、毎月１０日までに設置した自動販売機に係る次の事項を報告すること。

①前月分の売上数

②前月分の売上額

③その他、川口市に報告すべき事項（トラブルや懸案事項等）

６　販売商品の種類等

（１）　販売商品

①清涼飲料水以外の販売は行わないこと。

②商品価格は定価以下とすること。

（２） 使用済み容器の回収

空き缶・ビン等のゴミの回収は随時行い、周辺の整備清掃を心がけ、常に清潔を保つこと。ゴミ回収や清掃の問合せ先を自動販売機本体へ分かりやすく記載し、利用者または市から依頼があった場合には速やかに対応すること。

7　費用負担

①電気料

電気料金は設置者事業者が負担する。

設置事業者が電気引込柱等の電気設備を設置し、直接、電気料金を電気事業者に支払うものとする。

②使用料

使用料は川口市都市公園条例第 30 条の規定に基づき算定し、設置事業者が負担する。（年額一括負担）

自動販売機 1 台あたり

220 円/㎡/1 ヵ月×2.09 ㎡＝459 円/1 ヵ月

459 円/1 ヵ月×12 ヵ月＝5,508 円（年額）

※条例改正等により、使用料が変更になる場合があります

③納期限

通知後、川口市の指定する期日までに納付するものとする。

8　売上金還元

売上金における還元は、各公園それぞれの自動販売機に係る売上合計額（消費税及び地方消費税相当額含む）に還元率を乗じた額とし、毎月末締めで川口市の指定する期日までに全額納付するものとする。

9　その他

（１）契約解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して返還すること。

（２）許可施設を第三者に転貸してはならない。

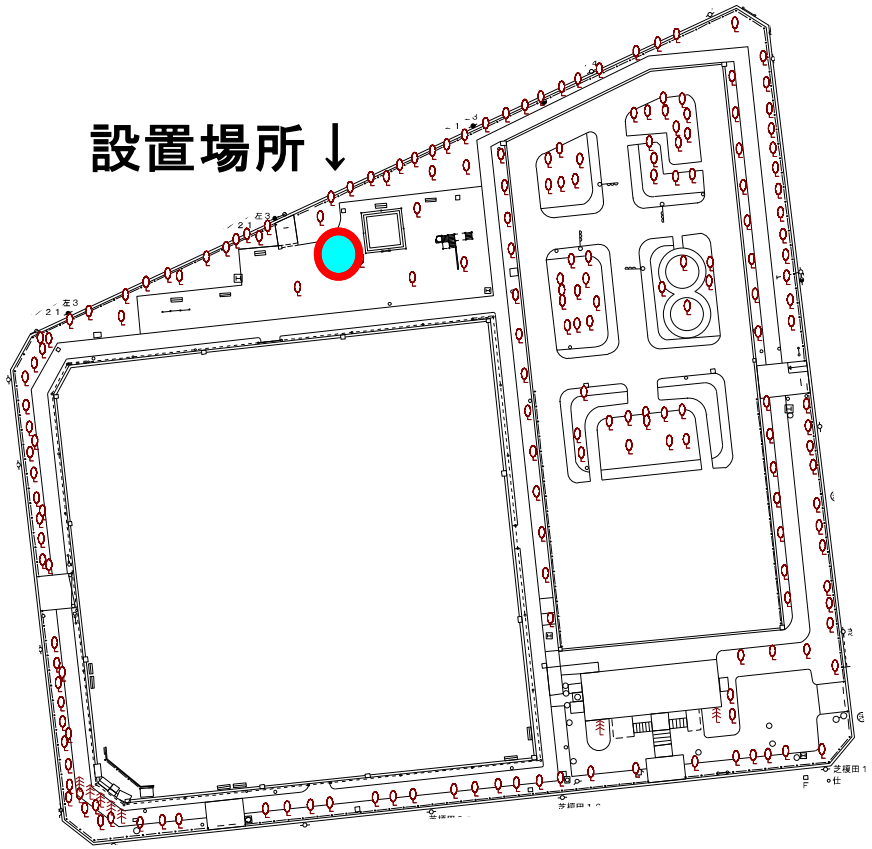
（３）通常保管管理状態の故障・破損・盗難時には、機器の修理・交換を無償で行うこと。また、修理期間中は代替品を無償で支給すること。

自動販売機
設置場所一覧

公園台帳

芝児童交通公園

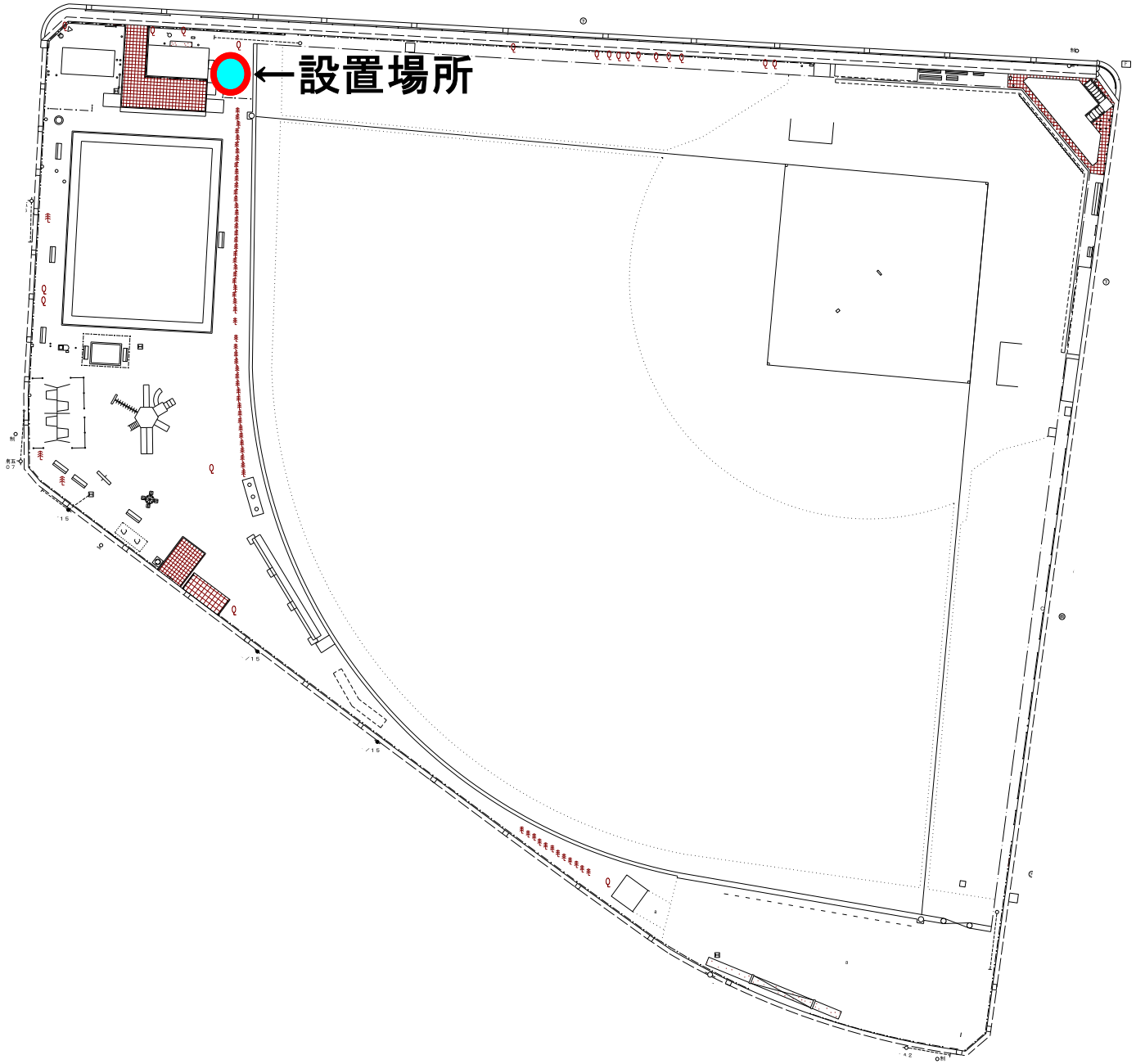
平成二十四年三月



1:500

「この図面は既成図数値化（無伸縮図面を使用）したものです」

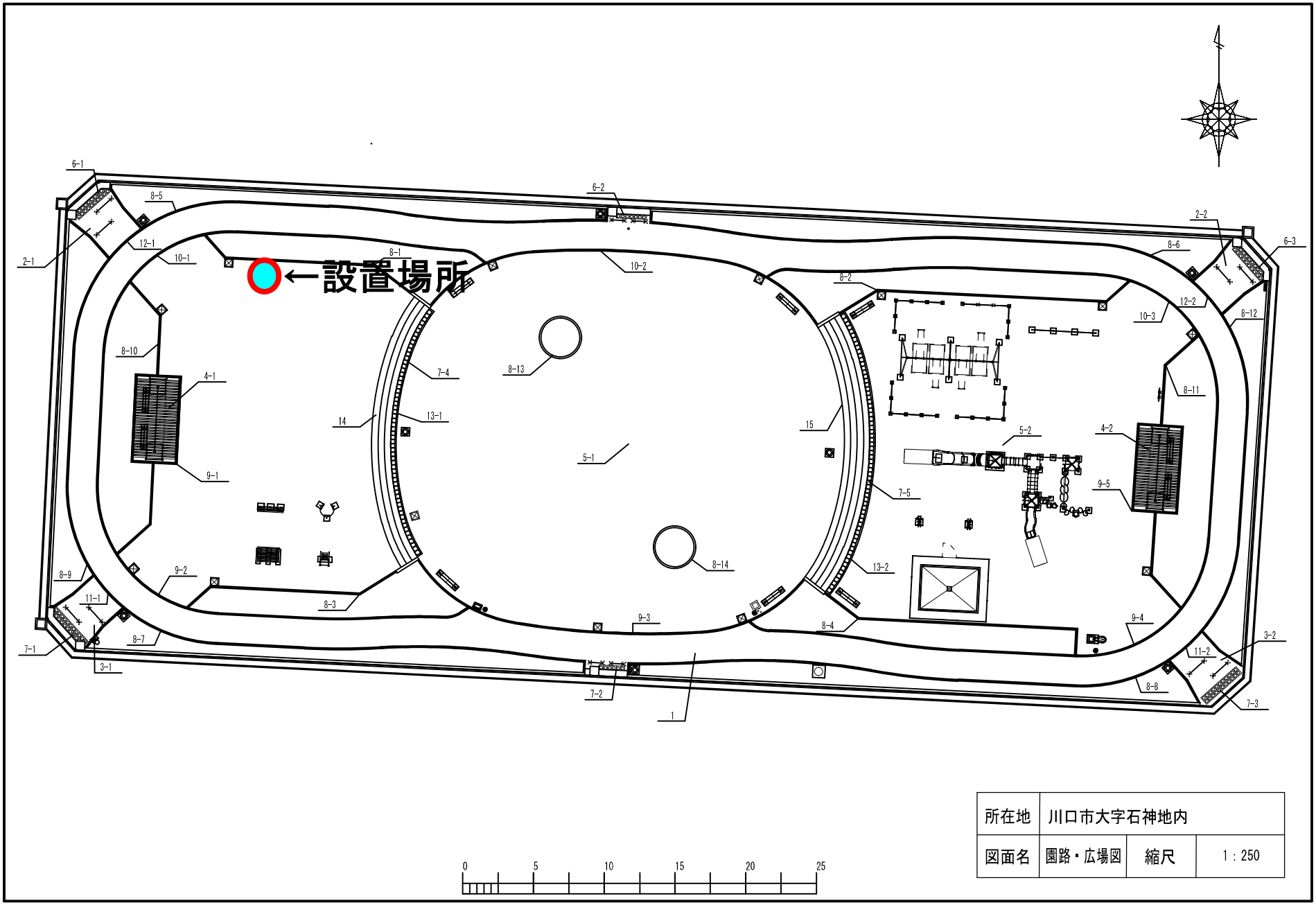
川口市公園課


←設置場所

公 園 台 帳

石神さくら公園

令和二年三月



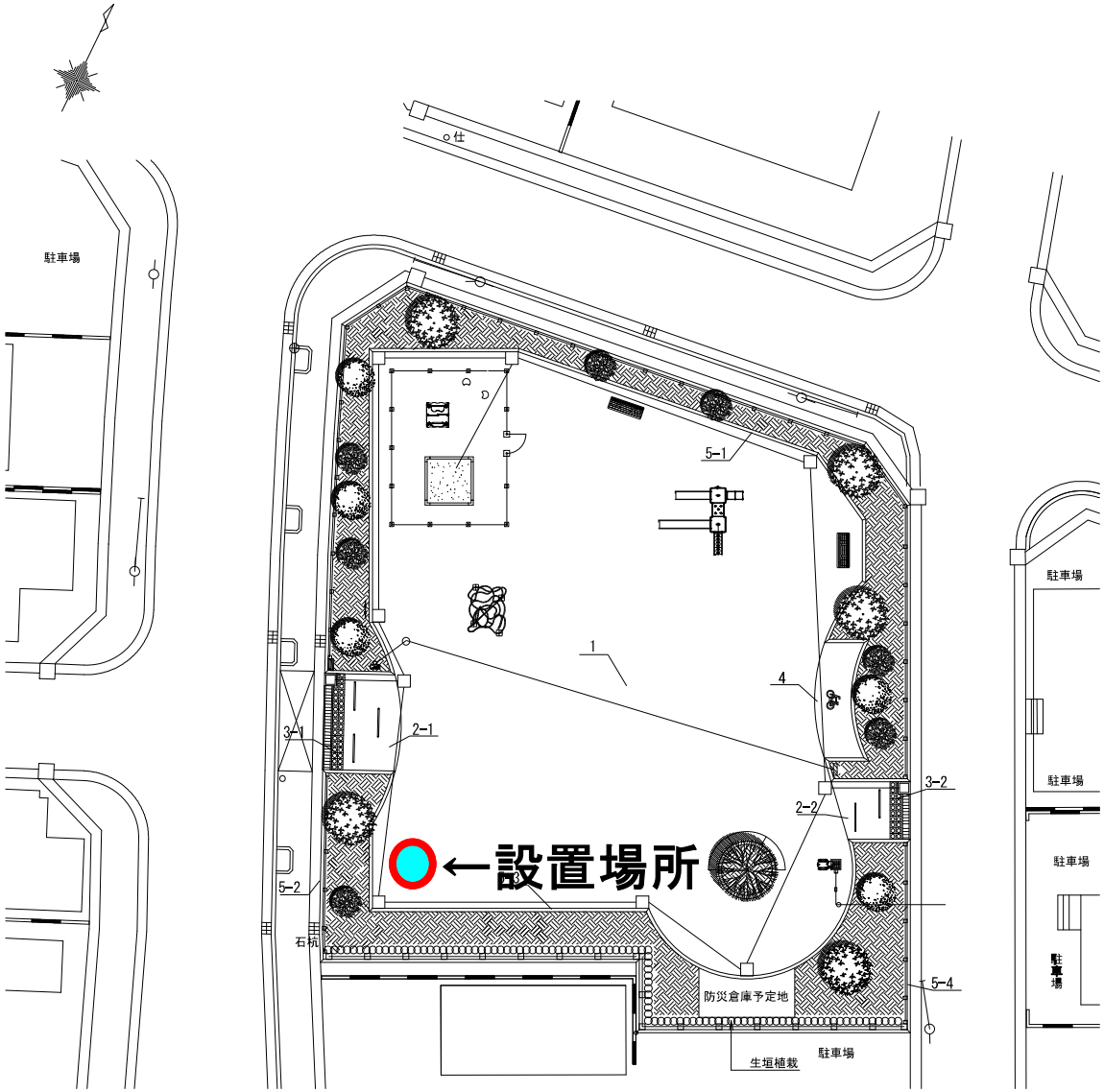
所在地	川口市大字石神地内		
図面名	園路・広場図	縮尺	1：250

川口市公園課

公園台帳

里第6公園

令和六年三月



所在地	川口市　大字里　地内		
図面名	園路・広場図	縮尺	1：250

1：250

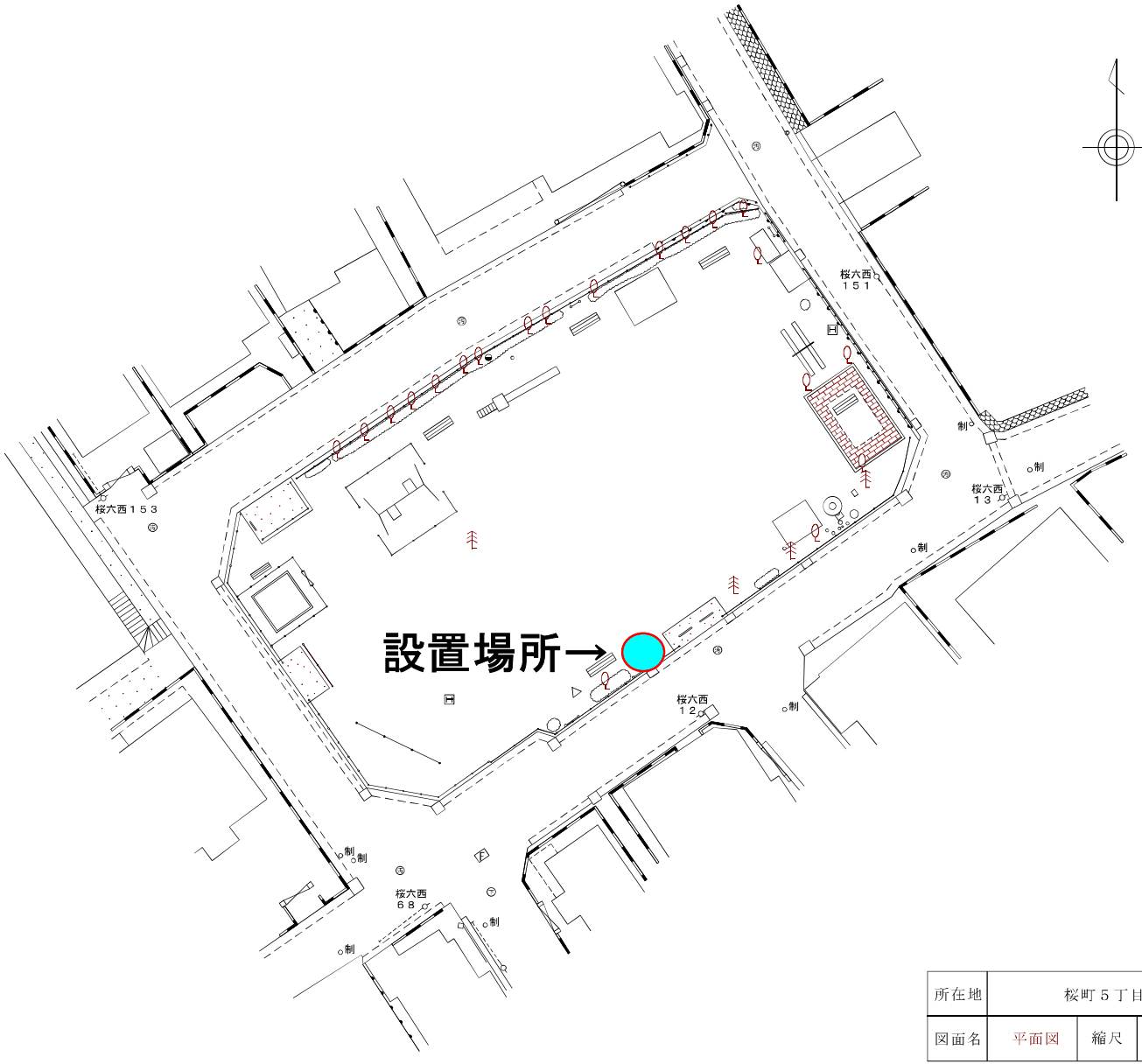
0　5　10　15　20　25m

川口市公園課

公園台帳

町谷公園

平成二十四年三月



所在地	桜町５丁目２地内		
図面名	平面図	縮尺	１：250

1：250

0　5　10　15　20　25m

「この図面は既成図数値化（無伸縮図面を使用）したものです」

川口市公園課